

薬生発0301第1号

平成31年3月1日

各
〔
都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
〕
殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長

(公 印 省 略)

薬剤師法施行規則の一部を改正する省令の施行について

薬剤師法施行規則の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第18号。以下「改正省令」という。）については、平成31年3月1日に公布され、平成31年6月1日から施行することとされたところです（当該改正省令は別添の通りです。）。

その改正の趣旨等は下記のとおりですので、御了知の上、貴管下関係者へ周知いただきますよう、よろしく願いいたします。

記

第1 改正の趣旨

「女性活躍加速のための重点方針2017」（平成29年6月6日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）において、マイナンバーカードや旅券に旧姓が併記することが可能となるよう必要な検討等を行うこととされたことを受け、薬剤師に係る免許証についても、旧姓併記を可能とすることとする。

第2 改正の内容

薬剤師法施行規則様式第1及び様式第4について旧姓併記の希望の有無及び旧姓の記入欄を設ける改正を行うとともに、様式第3について薬剤師免許証に旧姓を氏名と併せて記載することとする改正を行う。

第3 施行期日

改正省令は、平成31年6月1日から施行する。

